

平成23年(ワ)第1291号、平成24年(ワ)第441号、平成25年(ワ)第516号、平成26年(ワ)第328号、平成31年(ワ)第93号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭男 外1418名

被告 四国電力 株式会社

## 弁論更新に際しての意見書

2022年 6月21日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中川 創太

### 記

1 原告ら代理人として、弁論更新に際して意見を陳述します。

(1) 福島第1原発事故発生前の原発に関する訴訟

1973年、本日、この口頭弁論が行われている松山地裁の法廷において、日本初の原発訴訟である伊方原発1号炉訴訟が始まりました。

1992年、最高裁判所は原告住民らを敗訴させる判決をしました。同判決は、「原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠く時、または原子炉施設の安全性が確保されない時は、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにする為、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力ならびに申請にかかる原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される」と判示しました。すなわち、深刻な被害をもたらす原子力災害は万が一にも起こらないように規制されるべきものであると明確に判示しました（訴状6頁）。

その後、福島原発事故発生前まで、全国各地の裁判所において原発を巡る訴

訟が行われました。

1978年にこの法廷で口頭弁論が始まった伊方2号炉訴訟もその一つです。22年間の審理を経て、2000年、松山地裁がした判決は、原告住民らの指摘のとおり、伊方原発敷地周辺の中央構造線が活断層であることを認定し、国が行った活断層の評価は「結果的に誤りであった。」と認定したにもかかわらず、原告住民の請求を棄却しました。

その後も、志賀原発2号機事件の金沢地裁判決等の一部の例外を除いて、伊方1号炉最高裁判決の判断枠組みの下で、原告住民らの請求は棄却されつづけてきました。日本の裁判所は、後述する女川原発事件判決等において端的に示されているように、原告住民らが主張する危険は取るに足らないものであり、当該原発において原子力災害は万が一にも起こらないという判断を示し続けてきたのです。

## (2) 福島第1原発事故の発生

2011年3月11日に発生した東日本大震災により、福島第1原発において万が一にも起こらないとして規制されていたはずの原子力災害が発生し、多数の人命と、かけがえのない故郷が奪われ、政府の推計でも21.5兆円にもものぼるまでに国家の存亡に関わる多額の経済的損失を発生させました。

確かに、原発災害が深刻な被害をもたらすものであることは、伊方最高裁判決の判示のとおりであったことが実証されました。しかし、だからこそ原発災害は万が一にも起こらないようにするために規制がされていたはずにもかかわらず、どうして福島第1原発事故は発生したのでしょうか？何か見落としをしていなかったのでしょうか？司法は、この間に答える責務があります。

福島原発事故に関する国会事故調査委員会の報告書（甲10）は、事故原因について、事業者が規制当局を骨抜きにすることに成功する中で、「原発は安全が確保されている」という大前提が共有された。歴代の規制当局は電力業者の「虜(とりこ)」になった。その結果、原子力安全についての監視・監督機能

が崩壊したと指摘しました。

伊方2号炉について国が行った活断層の評価が誤りであったにもかかわらず、何故裁判所が安全であると判断できたのか、裁判所も「原発は安全が確保されている」という大前提を共有していたのではないかとの疑問を持たざるを得ません。司法は、この間に答える責務があります。

2 朝日新聞出版から、「原発に挑んだ裁判官」（甲454）という本が出版されました。この中で、過去の原発訴訟で住民側敗訴を言い渡した複数の裁判長がインタビューに答えています。

(1) 高浜原発二号機訴訟の一審の裁判長海保寛氏

高浜原発二号機訴訟の一審の海保裁判長は、福島事故を見て「最悪の事態が起きた」「私が一番驚いたのは、全電源の喪失なんです。私が、原発訴訟を担当したときも、全電源の喪失は全く頭にありませんでした。今回の事故が起きて初めて知ったのですが、米国では当然のように全電源喪失を想定しているそうですね。裁判官時代の私には、原発への関心や認識の甘さがあったと思うのです。」実際、1990年に定められた安全審査指針には「長期間にわたる全交流電源喪失は、送電線の復旧又は非常用電源設備の修復が期待できるので考慮する必要は無い」とはっきり書いてある。「専門家は指針について「この問題については、これだけ考えておけば足りるんだ」と自信があるはずですよ。司法としてはその權威に全部任せるわけにはいかないのは当然でしょうね。そここのところの自分のスタンスとして、専門家が言っているから大丈夫ということではなく、立ち止まって合理性をもっと検討する事が必要だったのかな、と思います。」「裁判官はこれから、できる限りのことを想定しないといけないという考えが変わっていけば、当然、「この点は問題はないのか」と提起していくことになると思います。そして、司法全体が安全性について踏み込んだ判断を積み重ねていたならば、審査指針は改善されたかもしれない。もしそうしていれば、あの福島事故は防げたんじゃないかな。」

「福島事故を見たあとの原発訴訟では、これまでは想定しにくかったこと、あるいは想定したくなかったことまで考えざるを得なくなるでしょう。それと同時に、差止請求の場合の「危険の切迫」という要件も、従来のようなメルトダウンに至る切迫した「具体的危険」という厳格なものではなく、もっとゆるやかなものになっていくと思います。」

(2) 女川原発 1.2 号機訴訟第一審の裁判長塚原朋一氏

女川原発 1.2 号機訴訟第一審の塚原裁判長は、「抽象的には、原告らの生命・身体に障害発生の可能性のあることは否定し得ない」としつつ、「社会観念上無視し得る程度」と判断して、原告の請求を棄却したことについて、「あれは、当時の私の社会観念です。」「これについては、いま、反省する気持ちがあります。わたしは、裁判長をしていたとき、「なんで住民はそんなことを恐れているんだ?」「気にするのはおかしいだろう」と思っていました。その程度だったらいいじゃないかと考え、「無視し得る程度」という表現に至ったのです。」。

福島第 1 の事故を知り、「女川、大丈夫か」「かろうじて大丈夫だった。でも危険性は高かったんだなあ、ぞっとしました」。女川訴訟において原告が巨大津波が襲う可能性を否定できないと主張していたことに対して、1960 年のチリ津波でも最大 5 メートルに過ぎないという被告の主張を認めたことについて、「わたしも見通しにおいて誤ったわけです。あそこまで高い津波が来るとは、とても予想できませんでした。」「被告の東北電力から、多重防護機能についての説明が何度も繰り返され、わたしはそれに乗ったんです。「社会的に無視し得る程度の危険性」という結論はそれによって導き出されています。でも、福島第一原発のように、ヒューマンエラーが重なるということはありませんよ。そこはもう少し疑うことはできたはずですよ。」

「ひとつ間違ったら被害は日本だけでは済まないような施設をあちこちで作ってしまったわけで。しかも、テロ攻撃の対象ともなり得る。そうすると当然

原発は控えめに、そして、なくす方向で考えざるを得ないでしょうね。ちょっとした人為ミスによって人類が途方もない被害を受けることを考えると、原子力の「平和利用」というのは余りにも危険です。「平和利用」という発想そのものが間違っていたのかなと思います。」「こういうことを語るのは苦痛です」「自分の出した判決は正しかったのか、正しくなかったのかと考え続ける。そして、正しくないと結論づけたら反省する。遅すぎるかも知れませんが、そうするしかありません。法律家として一生背負っていく問題だろうと思っています。」との率直な言葉を述べておられます。

3 以上の裁判長らの発言に現れているように、福島第1原発事故に対する反省を契機として、従前の原発訴訟の流れを見直す機運が生まれた中、3. 11後に、原発訴訟において住民側勝訴判決が下されることが増加しました。

(1) 近時においても、2021年3月18日、水戸地裁は、東海第二原発について実効性のある避難計画が無いことを理由に、運転差止を認容する判決をしました。この判決は、福島第1原発事故の被害、特に原発災害発生時に避難行動の中で多数の人命が失われたことを直視し、原発に求めるべき安全性について、深層防護の考え方を徹底し、第5層の実効性ある避難計画を欠いた状態で原発を稼動することは認めないとの判断を示したものです。

ちなみに、被告は、本日陳述予定の被告準備書面24において、避難計画の不備を理由として人格権侵害を認定するためには、「その前提として、本件3号炉において放射性物質を環境中に大量に放出する事態に至るまでの機序及び蓋然性が主張・立証されなければならない」とくり返し主張しています。

しかし、深層防護は前段の対策は失敗するという想定の下に後段の対策を講じるべきであるという考え方に立脚したものです。この考え方は、東京電力ホールディングスのHPにおいても明示されています。

## 原子力発電所における深層防護とは？

深層防護とは、守りや備えを何層にもするという考え方です。原子力発電所では、この深層防護を安全確保の基本にしています。上の図に示すように、第1層としてトラブルの発生防止のための対策を講じますが、仮にトラブルが発生しても事故に進展させない、事故に進展したとしても炉心損傷させないというように、前段の対策は失敗するという考えの下に後段での対策を講じています。

出典 東京電力ホールディングス HP

[https://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/outline/3\\_1-j.html](https://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/outline/3_1-j.html)

他方で、被告四国電力のホームページにおいて「深層防護」というキーワードで検索したところ、驚くことに検索結果は0件でした。



出典 被告 HP <https://www.yonden.co.jp/index.html>

本訴における前段の対策が成功し過酷事故は発生しないから、後段の対策である避難計画は不要であるとの被告の主張は、四国電力が行っている安全対策は、国際的に確立した深層防護の考え方には立脚していないものであることを自白しているに等しいものです。

(2) 2022年5月31日札幌地裁は、泊原発の運転差止を命じる判決をしました。この判決は、事業者側に主張立証責任を課した上で、再稼動に関する行政判断が出される前に、裁判所の判断で運転停止を命じた点で、福島事故前の行政追従の判断とは明確に一線を画したものです。

また、深層防護の点においても、この判決は、「原告らは、本件各原子炉の運転による原告らの人格権侵害のおそれを基礎付ける事実として、(1)敷地内地盤の安全性、(2)地震に対する安全性、(3)津波に対する安全性、(4)火山事象に対する安全性及び(5)防災計画の適否に関する事実を主張する。

そして、これらは、いずれも、原子力規制委員会が定める安全性の基準等に

関連し（（1）ないし（4）は設置許可基準規則、（5）は原子力防災対策指針に  
関連する）、本件各原子炉を運転するためには、その全てについて上記基準等に  
係る安全性の要請を満たす必要があるものであって、いずれか1つの点におい  
ても安全性に欠ける場合には、そのことのみをもって、人格権侵害のおそ  
れが認められることになる。」と判示しました。

この判示は、実効性のある避難計画が存在しない場合は、それだけで運転を  
差し止めるべきであると判示したものであり、東海第二原発水戸地裁判決に続  
く判断です。

- 4 以上のように、福島第1原発事故以前には無かった裁判例がある一方で、福島  
第1原発事故発生後に住民側が勝訴した裁判の多くは上級審において覆され、  
3. 1.1 以前と同様に行政の判断を尊重し、司法として原発の安全性を独自に判  
断することを放棄した裁判例が積み重ねられています。

前記の様に、伊方1号炉最高裁判決は、「万が一を許さない原則」を宣明しま  
した。ところが、本訴に先行した仮処分に関する松山地決、高松高決、その他原  
発の再稼働を許容する現在の裁判例の多くは、「合理的に予測される自然災害に  
対する対策を講じれば足り、発生し得る最大限の自然災害に備える必要はな  
い」と判示しています。しかし、原子力災害が万が一にも起こらないように規制  
するためには、合理的に予測される自然災害に対する対策では明らかに不足して  
います。

そもそも、福島第1原発事故の発生原因となった東北地方太平洋沖地震につい  
て、2011年1月1日付地震確率表では、福島第1原発周辺で30年以内に震  
度6以上の地震が起こる確率は0.0%とされていました。また、東北地方太平  
洋沖地震が発生するまでは、過去に知られた地震の記録等から、日本海溝沿いの  
地域毎にM7～8クラスの地震がそれぞれ個別に起きると考えられていました。  
ところが、実際には約500kmの長さに亘り約200kmの幅で、6つの地震が重  
なって発生し、M9という超巨大地震となったものです。現在の地震学では、地

震という自然現象の発生時期や規模を正確に予測することはできないものであることは明白です。

福島第1原発事故の教訓は、自然災害の規模を人知によって合理的に予測することは不可能であると言うことでした。しかるに、極めて不十分な力しか無い予測を根拠に「合理的」と判断された自然災害さえ対策すれば足り、発生し得る最大限の自然災害に備える必要はないとすることは、福島第1原発事故の教訓に反するものです。

現在、日本の裁判所は、福島第1原発事故の発生を受けて、本来のあるべき姿に進歩するのか、それとも福島第1原発事故の発生以前の、旧態依然とした行政判断に過剰に依拠した姿に留まるのかが問われています。

原告らは、裁判官に対し、第1に、裁判官らが福島第1原発事故の発生を防ぐことができなかった司法の責務として、福島第1原発事故を二度と繰り返してはならないという決意の下で、審理していただくことを求めます。

第2に、原発に対する安全対策として国際的に確立した深層防護の考え方に基づいて、原発の安全性を判断していただくことを求めます。

第3に、伊方1号炉最高裁判決において明記されている「原子力災害が万が一にも起こらないようにする」という原則に基づき、伊方原発について考えられる最大の自然災害を想定した対策が講じられているか否かを判断していただくことを求めます。

本訴は、福島第1原発事故を契機に、2011年12月8日に提訴し、提訴後すでに10年半が経過しています。この間、審理を担当された裁判体は5つ目となっています。原告らとしては、この裁判体において判決をしていただくことを要望して、弁論更新に際しての原告ら代理人の意見陳述とさせていただきます。

以上